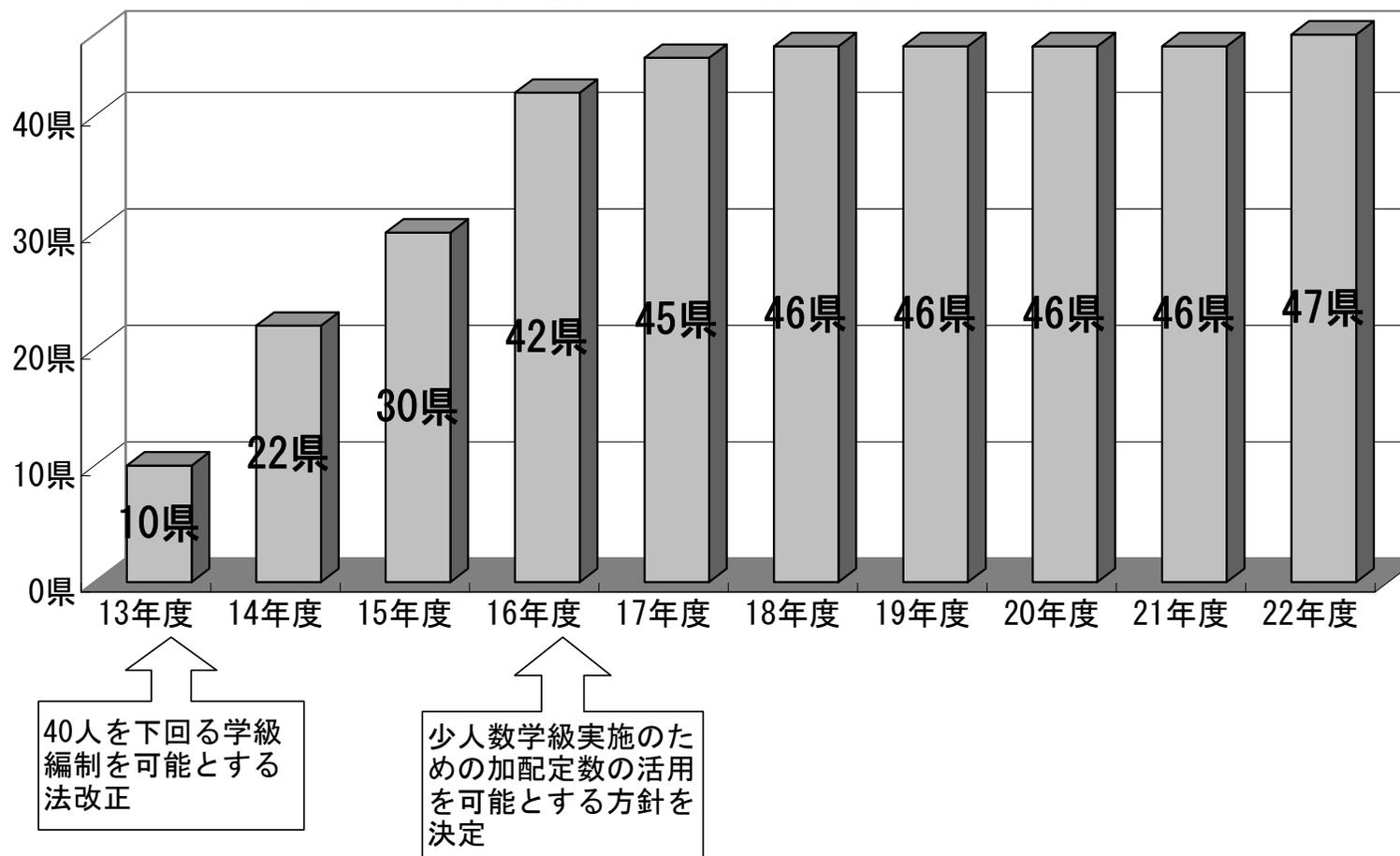


※ 「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討のための調査」については、現在集計中。  
本資料は、同調査結果の一部を仮集計したもの等により作成。

### 少人数学級を実施する都道府県数の推移



- 国の標準（40人）を下回る学級編制を可能とする法改正を行った平成13年度に少人数学級を実施したのは10県。  
（秋田、山形、千葉、新潟、京都、大阪、兵庫、広島、愛媛、鹿児島）
- 平成22年度以降は、すべての都道府県が少人数学級を実施。

# 平成23年度において国の標準を下回る少人数学級を実施する都道府県の状況について

平成23年度において、実施学年として多いのは小学校2年生、中学校1年生

編制人員 学年区分	30人	31~34人	35人	36~39人	実態に応じて実施	純計
小学校 1 学年	13	3	0	0	8	21
2 学年	12	3	24	2	9	43
3 学年	2	2	14	2	9	28
4 学年	1	1	11	2	10	24
5 学年	1	1	8	3	10	22
6 学年	1	1	9	3	10	23
中学校 1 学年	5	3	27	2	9	42
2 学年	0	2	9	1	9	21
3 学年	0	2	9	1	9	21
純計	14	5	34	4	12	47

※ 全県的な措置ではなく、地域や学校の実態に応じ個別の措置を講じている県については、「実態に応じて実施」欄に計上。

※ 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。

※ 全県的な措置を講じている場合でも、学年1学級の場合には40人標準のままとしているなどの例外措置を設けている場合もある。

学級編制の下限設定（学年単学級の場合、36人以上学級のままとする県を含む。）を行っている県（平成23年度）

平成23年度において、学級編制の下限を設定（学年単学級の場合、36人以上学級のままとする県を含む。）しているのは22県

都道府県	校種	学年	概要
1 北海道	小 中	2年 1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童・生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
2 青森県	小 中	1～3年 1年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
3 秋田県	小 中	1～3年 1年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
4 山形県	小 中	1年 2～6年 全学年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で18～33人学級（市町村教委からの要望） 学年児童生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級（市町村教委からの要望）
5 茨城県	小 中	2～4年 1年	児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
6 東京都	小 中	2年 1年	1学級の平均児童数が39人を超える学年で39人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択 1学級の平均生徒数が38人を超える学年で38人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
7 石川県	小 中	2年 3・4年 1年	平均児童数が35人を超える場合に35人以下学級又はT・T（学校長が選択） 平均児童生徒数が35人を超える場合に35人以下学級（学校長が選択）
8 山梨県	小 中	1・2年 3年 1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望） 学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
9 静岡県	小 中	5・6年 全学年	学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（1学級の人数の下限を25人に設定）（市町村教委からの要望）
10 三重県	小 中 小・中	1年 2年 1年 全学年	30人以下学級下限25人（学年児童数97人以上が対象） 30人以下学級下限25人（学年児童数73～80人、及び97人以上が対象） 35人以下学級下限25人 児童生徒の実態を考慮した少人数学級（市町村教委からの要望）
11 和歌山県	小 中	2～6年 全学年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級以下の学校で38人以下学級 研究指定校において35人以下学級
12 島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
13 岡山県	小 中	5・6年 全学年	学年3学級以上の学校で35人以下学級（市町村教委からの要望） 学年3学級以上の学校で35人以下学級（3・4学級は市町村教委からの要望）
14 広島県	小	2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
15 香川県	小 中	2年 3～6年 全学年	原則35人以下学級（市町村教委からの要望による40人以下学級を除く） 2学級以上の学年で、1学級平均35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
16 愛媛県	小 中	2年 3～6年 全学年	35人以下学級 児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
17 福岡県	小 中	2～6年 全学年	1学級当たり児童生徒数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施（市町村教委からの要望）
18 佐賀県	小 中	2年 1年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択 1学級の生徒数が平均35人を超える場合、35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
19 大分県	小 中	1・2年 1年	30人以下学級（小1は18人下限、小2・中1は20人下限）
20 宮崎県	小 中 小・中	1・2年 1年 全学年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級 35人以下学級 児童生徒の実態を考慮した少人数学級（市町村教委からの要望）
21 鹿児島県	小 中	1・2年 1年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級 生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
22 沖縄県	小	1年 2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級（下限25人） 児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級（下限25人）及び35人以下学級

## 少人数学級・少人数指導の選択制等実施状況(平成23年度)

○＝少人数学級・少人数指導(※)の実施にあたり、選択制を実施していると回答した県：20県  
 △＝選択制は導入していないが、市町村教育委員会から要望があった場合、必要に応じて、少人数学級・少人数指導のいずれでも加配定数申請を認めていると回答した県：9県  
 ※：少人数指導には、チーム・ティーチングを含む。

	選択制等の実施の有無	備 考
北海道	△	
青森県	×	
岩手県	○	中学校1年生で実施。
宮城県	△	
秋田県	×	教室不足に限り、チーム・ティーチングを認めている。
山形県	×	
福島県	○	小学校3～6年生、中学校2～3年生で実施。
茨城県	×	教室不足があれば、少人数指導の活用も検討する。
栃木県	×	
群馬県	×	
埼玉県	○	小学校2年生、中学校1年生で実施。
千葉県	○	小学校2～6年生、中学校1～3年生で実施。
東京都	○	小学校2年生、中学校1年生で実施。
神奈川県	○	小学校2～6年生、中学校1～3年生で実施。
新潟県	○	小学校3～6年生、中学校1～3年生で実施。 基本的には、少人数指導・チーム・ティーチングを実施し、市町村教育委員会から要望があれば、少人数学級も認めている。
富山県	○	中学校1年生で実施。
石川県	○	教室不足のためチーム・ティーチングを実施した例はある。
福井県	○	小学校5～6年生、中学校1～3年生で実施。
山梨県	△	
長野県	○	中学校1年生で実施。
岐阜県	×	

	選択制等の実施の有無	備 考
静岡県	○	小学校5～6年生、中学校1～3年生で実施。
愛知県	△	
三重県	○	中学校1年生で実施。 小学校1～2年生について、原則、学級編制を実施し、市町教育委員会からの要望に応じて少人数指導も認めている。
滋賀県	○	小学校4～6年生で実施。
京都府	○	小学校1～6年生、中学校1～3年生で実施。
大阪府	×	
兵庫県	△	
奈良県	○	小学校1～6年生、中学校1～3年生で実施。
和歌山県	△	
鳥取県	×	教室不足のため少人数指導を実施した例はある。
島根県	○	小学校1～2年生で実施。
岡山県	○	小学校5～6年生、中学校1～3年生で実施。 ただし、中学校の5学級以上は、少人数学級のみ実施。
広島県	×	
山口県	×	
徳島県	×	
香川県	△	小学校4～6年生、中学校1～3年生で実施。 基本的には、少人数指導・チーム・ティーチングを実施し、市町村教育委員会から要望があれば、少人数学級も認めている。
愛媛県	×	
高知県	△	
福岡県	○	小学校2～6年生、中学校1～3年生で実施。
佐賀県	○	小学校2年生、中学校1年生で実施。
長崎県	×	教室不足のため少人数指導を実施した例はある。
熊本県	×	
大分県	×	
宮崎県	△	
鹿児島県	×	
沖縄県	×	
計	20	

## 学級編制に関する市町村教育委員会との 事前協議制の廃止の評価

### 市町村からの要望、申請内容等の変化

○基本的に変化がないという県が多いものの、市町村において地域や学校の実態に応じた学級編制を行っていかこうとする意識の浸透が見られる。

(都道府県からの回答の例)

- ・「柔軟な学級編制が可能となったことにより、市町村教委は地域や学校の実情に応じて学級編制ができるメリットを評価している・・・」(秋田)
- ・「・・・市町村教委がこれまで以上に主体的に学校を指導・管理しようとする態度が生まれてきたように感じられる。」(新潟)
- ・「地域や学校の実態に応じて、市町村が独自で学級を編制する体制を整えるために、県教育委員会にアドバイスを求めるなど、市町村の主体性がみられるようになった。」(岐阜)
- ・「・・・各市町村の自覚が増し、学級編制を工夫しようとする取組が活発に議論されるようになった。」(岡山)

### 都道府県の方針と異なる学級編制上の工夫

- 既存の教職員定数の活用や市町村費での教員任用により、都道府県の学級編制基準より少ない人数で学級編制を実施する市町村がある。(北海道、青森、宮城、石川、岐阜、滋賀、京都、大阪、奈良、鳥取、岡山、高知、熊本、沖縄)
- 県の配当基準内の教職員定数を活用すること等により、複式学級の解消や教育環境の向上に取り組む市町村がある。(宮城、秋田、栃木、兵庫、鳥取、岡山、高知、佐賀、沖縄)
- 児童生徒の実態等を踏まえて都道府県の学級編制基準より上回る人数で学級編制を実施する市町村がある。(栃木、福井)
- 平成24年度から市町村が少人数学級や少人数指導などを選択して実施できるようにする。(茨城、愛知)
- 児童生徒の年度途中の減により進級時に学級減となる場合に、従来の学級数を維持する予定の市町村がある。(山梨)
- 基礎定数の配置方法を工夫することにより、特別支援学級の少人数化を検討している市町村がある。(広島)